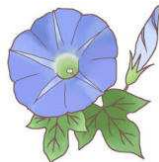


回 覧 平成27年7月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- |   |  |             |
|---|--|-------------|
| <p>【分類】</p> <p>① 募集</p> <p>② 催し</p> <p>④ お知らせ</p> <p>⑤ 保健と福祉<br/>(子ども)</p> <p>⑥ 保健と福祉<br/>(一般)</p> <p>⑧ 農林畜産業関連</p> <p>⑨ 相談</p> | <p>【No.】</p> <p>表紙 ◆ 「平成27年度三股町文化賞、功労賞」候補者・団体をご推薦ください</p> <p>1.2 ◆ 町職員採用試験を実施します</p> <p>3 ◆ 「家内労働(内職)情報」をお知らせします</p> <p>4 ◆ 「2015エコロジーボランティア in みまた」の参加者・団体を募集します<br/>◆ 平成27年度「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を<b>追加募集</b>します</p> <p>5 ◆ 「2015みまた ☎ よかもんツアー」を開催します</p> <p>6 ◆ 「第96回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します<br/>◆ 戦没者慰霊と平和祈念の黙とうにご協力ください</p> <p>7 ◆ 平成26年度の町税収納状況をお知らせします</p> <p>8 ◆ 自治公民館ではリサイクル活動を行っています</p> <p>9 ◆ 木造住宅の耐震診断を実施します<br/>◆ 「三州健康教室」開催のお知らせ</p> <p>10 ◆ 児童扶養手当(現況届)【年1回】を提出してください</p> <p>11 ◆ 医療費受給資格者証の更新を受け付けます</p> <p>12 ◆ 国民健康保険限度額適用認定証の申請・更新を受け付けます<br/>◆ 国民健康保険被保険者証の切り替えを行います</p> <p>13 ◆ 畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です<br/>◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています<br/>◆ 8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします</p> <p>14 ◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています<br/>◆ 「行政相談」を実施します<br/>◆ 「法律相談」(無料)を実施します</p> | <p>【内容】</p> |
|---|--|-------------|



◆ プレミアム付商品券販売について(お詫び)

このたびのプレミアム付商品券販売に関しましては、行き届かない点が多くあり、たくさんの町民の皆様にご負担とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。特に悪天候で長時間お並びいただいた皆様、お求めになれなかった皆様、販売会場周辺の混雑によりご迷惑をお掛けしました皆様、企業様に、深謝申し上げます。

このような事態に至りましたことを真摯に反省し、皆様からいただきました貴重なご意見・ご提案を活かして、今後の事業に努めてまいりたいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

三股町長 木佐貫 辰生  
三股町商工会長 黒木 兼一郎

① 募集

◆ 「平成27年度三股町文化賞、功労賞」  
候補者・団体をご推薦ください

町では毎年、町の文化の向上・発展に多大な貢献があり、学術・芸術・技術・体育の各部門の功績が特に著しい個人および団体を表彰しています。今年も11月3日(火・祝)の文化の日に表彰式を開催するために、選考準備を進めています。対象者の年齢は問いません。各部門において、皆さんの周りで素晴らしい功績を挙げた人・団体がいましたら、ぜひ推薦してください。

表彰の種類	文化賞、功労賞
対象部門	学術・芸術・技術・体育の4部門
表彰範囲	三股町在住者、出身者または縁故者、町内所在の団体
選考方法	「文化賞等選考審査会」を設け、審査します
表彰式	11月3日(火・祝) 文化の日に行います
提出期限	8月30日(日)
推薦書の提出先	町立文化会館(推薦書は町立文化会館にあります)

※ お問い合わせは、町立文化会館  
☎ 51-3462 にお願ひします。





## ◆ 町職員採用試験を実施します

町では、平成27年度 町職員採用試験を次のとおり実施します。

### 1. 採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	一般事務(A)	若干名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
	一般事務(J) <small>身体障害者を対象</small>	若干名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
	土木(B)	若干名	町長部局などに勤務し、専門的業務または一般事務に従事します。

### 2. 受験資格 (学歴は問いません)

#### (1) 年齢

試験の種類	受験資格
初級	昭和60年4月2日～ 平成10年4月1日までに生まれた人

#### (2) 資格

身体障害者については、自力による通勤ができ、介護者なしで事務職として職務の遂行が可能で、次の要件を満たす人

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている人
- (イ) 活字印刷文による出題に対応ができ、口頭による人物試験（面接試験）に対応できる人

#### (3) 次のうちいずれか一つに該当する人は受験できません。

- (ア) 日本国籍のない人。
- (イ) 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）。
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人。
- (エ) 町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人。
- (オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党などの団体を結成し、またはこれに加入した人。

### 3. 試験の日時、場所・合格発表

試験	試験の日時	試験場	合格発表
1次試験	<b>9月20日(日)</b> 午前 7時30分 受付開始 8時10分 着席 8時30分 試験開始 午後 1時10分 試験終了	・町役場 ・町総合福祉センター 「元気の杜」 ・町中央公民館	10月上旬に役場前 掲示板・町ホーム ページに掲載する ほか、合格者に通知 します。
2次試験	<b>10月中旬～下旬</b> に 1次試験合格者に対し て行います。	・町役場	11月中旬～下旬に 役場前掲示板に掲載 するほか、合格者に 通知します。

(注) 試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

(注) 試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バッグなどにしまってください。

### 4. 試験の方法

初級試験は、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識・知能についての多枝選択式による筆記試験
	職場適応性検査	職場への適応性を、職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの
	専門試験 (土木のみ)	専門的知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験(出題分野は別表のとおり)
1次試験	作文試験 (一般事務のみ)	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
	2次試験	人物試験





別表 専門試験の出題分野

試験の種類	出題分野
土木(B)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工

5. 受験手続き

(1) 申込用紙の請求先・交付場所

- ① 申込用紙の交付場所  
三股町 総務課 職員係 (2階 ⑧番窓口)
- ② 郵便による申込用紙の請求方法  
請求先：〒889-1995  
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1  
三股町 総務課 職員係



封筒の表に「**受験申込書 請求**」と朱書し、**140円切手**を貼った宛先明記の**返信用封筒 (A4判が入る大きさの封筒)**を必ず同封し、総務課職員係に請求してください。

なお、**郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。**

(2) 申込時の注意事項

身体に障害がある人で、特に何らかの措置を希望する人は、会場準備などの都合がありますので、受験申し込みの時に申し出てください。その場合は、障害の程度を証明する書類(身体障害者手帳の写しなど)を受験申込書に添付してください。

(3) 申込用紙の提出先・申込手続き

- 提出先・・・三股町 総務課 職員係 (2階 ⑧番 窓口)
- 申込手続き・・・

所定の申込用紙に必要な事項(申込用紙の「郵便はがき」欄に、受験者の氏名・住所を忘れずに書いてください)を記入し、最近6カ月以内に撮影した写真と**52円切手**を所定の場所に貼って提出してください。写真が貼っていないもの、職種の記入がないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

(注) 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で**簡易書留郵便**にして、郵便局窓口で交付される「**書留郵便物受領証**」を、受験票が到着するまで大切に保管しておいてください。

封筒の表には、「**三股町職員採用試験受験**」と朱書してください。

(4) 受付期間

- 7月21日(火)～8月7日(金)**
- 町役場受付時間 **午前8時30分～午後5時まで**  
(土曜・日曜・祝日は除く)
  - 郵送の場合 **8月7日(金) 消印有効**

(5) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。8月28日(金)までに受験票が到着しない場合は、総務課 職員係(☎52-1113)に連絡してください。

6. 合格から採用まで

最終合格者を採用候補者名簿に登載し、そのうちから任命権者が採用を決定します。

この名簿からの採用は、原則として平成28年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用することがあります。

なお、**合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用にならない場合があります。**

7. 給与・勤務条件など

(1) 給与

三股町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年三股町条例第23号)に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

(2) 勤務条件・休暇など

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜・日曜・祝日は休みとなっています。休暇には、年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

- ・ 夏季休暇
- ・ 結婚休暇
- ・ 病気休暇

8. 試験関係情報の提供(緊急連絡)

災害などによる試験日程の変更やそのほかの緊急連絡を、町ホームページ・宮崎県町村会ホームページに掲載することがあります。アドレスは次のとおりです。

- ・ 町ホームページアドレス <http://www.town.mimata.lg.jp/>
- ・ 宮崎県町村会ホームページアドレス <http://www.myzck.gr.jp/>

※お問い合わせは、

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1  
三股町 総務課 職員係 (2階 ⑧番窓口)  
☎52-1113 (直通) にお願ひします。

## ◆「家内労働（内職）情報」をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、いろいろな内容の仕事について、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。ぜひご利用ください。

### ◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了の場合は、ご了承ください）。  
電話での相談も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

### ◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

- ★データ文字入力・部品組み立て・刺しゅう・編み物などの経験者、ワープロ・マイクロソフトエクセル・マイクロソフトワードなどの資格を持った人も登録しています。
- ★ボタン付け・糸切り・ラベル貼り・宛名書き・アクセサリ作り・データ入力・箱組み立て・部品組み立てなどの内職や短期間の内職も受け付けています。ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

## ☆内職者を募集しています

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります>

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、都城市とその近辺 高原町、小林市内一部地域	10～50 円/個
縫製後の糸切りまとめ作業 (ループ、まつり、ボタン、 肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4 円～ (宮崎県婦人既製洋服製造 業最低工賃に準じる)
学生服まとめ (まつり縫い、スナップ付け、 しつけ縫いなど)	三股町、都城市とその近辺	30～150 円/着
婦人服の裏地縫製・部品組み 立てなどのミシン縫製	三股町、都城市内一部地域	パネル縫い 5 円～
部品組み立て、部品外観 (傷汚れ) 検査	三股町、都城市	0.3 円～ 1.8 円/個
自転車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 4 円～20 円/本
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	2 万円～ 4 万 5 千円/反
学生服ミシン縫製	三股町、都城市とその近辺	30 円～140 円/着

■相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

■相談時間：午前 9 時～午後 5 時

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター（都城総合庁舎 1 階 都城県税・総務事務所内）

（☎・FAX：25-0300）をお願いします。

☆詳しくは宮崎県のホームページをご覧ください。

宮崎 内職

検索



7月1日現在

◆「2015エコロジーボランティア in みまたの  
参加者・団体を募集します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。

今年で20回目になる「エコロジーボランティア in みまた」への関心も高まり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷では釣り人や利用者が残したごみの後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよいまちにするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願ひします。

また、地域でごみの散乱など気になる箇所がありましたらお知らせください。みんなできれいにしましょう。

日 時	8月23日(日) 午前6時30分～9時
会 場 (集合場所)	元気の杜広場(町総合福祉センター敷地内)
参 加 者	団体(民主・福祉・ボランティア)・個人など
申 込 期 限	8月7日(金)
主 催	町社会福祉協議会 町ボランティア連絡協議会



※お申し込み・お問い合わせは、  
町社会福祉協議会 ☎52-1246 にお願ひします。

◆平成27年度「みんなで創ろう、みまたん地域づくり  
推進事業補助金」対象事業を追加募集します

町では、「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指し、町民と協力して地域の特性に応じた創造性豊かで多様性に富んだ地域づくりの再生を推進することを目的として、地域づくりを目指す団体に、補助金の交付を行います。  
※補助金交付には、審査会において事業の認定を受ける必要があります。

目 的	住民と行政が協働で町を支えていくための施策を模索する機会として、特色ある地域づくりを行おうとする団体にその活動のきっかけづくりを支援するものです。
補助団体	地域または集落、みまたんえき周辺で活動を行う団体(町内全体が活動地区でも可)。ただし、他に町の事業補助を受けている団体は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援ですので、助成期間は原則1年間(事業年度の3月31日まで)となります。ただし、特に審査会で認められたものは最高3年まで延長されます。
補助金額	補助金額については、事業内容を審査会で審査して決定します。 ■限度額 20万円 なお、延長が認められた事業の場合は、次年度以降補助額が減額されます。
募集期間	7月15日(水)～8月10日(月)

予算額に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定しますが、広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えています。応募をお考えの団体は、事前に下記までご相談ください。

※お問い合わせは、企画政策課 地域政策係(2階 ⑦番窓口)  
☎52-1114(直通)にお願ひします。





# 2015 みまた よかもんツアー

夏休み思い出企画

町観光協会では、毎年好評の『よかもんツアー』を今年も開催します。  
ご家族やお友達などお誘いあわせの上、ふるってご参加ください。

★夏休み企画★ 親子で参加しよう！【定員 30人】

## みまた 夏満喫ツアー

### <プログラム>

- ・川遊び
- ・ヤマメのつかみどり
- ・ランチ（ヤマメ塩焼き、そうめん流しほか）
- ・陶芸教室



1日で、ヤマメのつかみどり、川遊び、陶芸作品づくりができる充実のプログラム内容です。三股の夏を満喫し、さらに夏休みの宿題もできちゃうので、まさに一石二鳥のお得なツアー！  
自然の中で食べるヤマメの塩焼き、そうめん流しは格別ですよ♪子どもには特別にかき氷付き♪

お土産あり♪

○日 時 : 8月1日(土) 10時~16時  
※9時にJR三股駅前に集合して、コミュニティバス「くいまーる」で現地に向かいます。  
※直接現地に集合される場合は、午前9時30分から受け付け開始

○場 所 : 【川遊び】しゃくなげの森(長田5268)  
【陶芸】生楽陶苑(長田6460-1)

○料 金 : 1人 2,000円(昼食付き)

○持ってくるもの

川遊び…水着、タオル、水筒など

陶芸教室…タオル、汚れてもいい服装など

※川遊びをしたあと、川沿いで食事をして、

場所を移動して陶芸体験をしますので、着替えの用意をお願いします。



★女性限定企画★ 日々の疲れを癒やそう！【定員 女性15人】

## ゆったり“こころ”癒すツアー



女性陶芸家のもとで陶芸体験をしたのち、旭ヶ丘の木陰でランチタイム。  
お茶のプロから教わる、美味しいお茶の入れ方講座もあります♪  
つくった陶器は、後日完成品をお渡しします。

○日 時 : 8月23日(日) 午前10時 現地集合 ~ 午後1時30分  
○集合場所 : 陶工房こころ(三股町蓼池5115)  
○講 師 : 【陶芸】陶工房こころ、【お茶】お茶のさかもと  
○料 金 : 1人 2,000円(昼食付き)

お土産あり♪

### ①窯元で陶芸体験！

体験料<1人1,500円>

昨年大好評の企画！川沿いの窯元で自分だけの器を作ろう♪

日 程 : 7月29日(水)~8月14日(金)の月・水・金曜日

集合時間 : 午前9時

集合場所 : 紫麓窯(長田3608)

フキメニュー

受付:よかもんや  
☎0986-52-3131

### ②南畑さんちのブドウ狩り

入園料<1人100円 3歳未満無料>

今年初開催の企画、蓼池の南畑さんのハウスでブドウ狩りを楽しもう。

ブドウは5種類あり、試食もあるよ♪ブドウ狩りは100g110円~130円。

日 程 : 8月10日(月)~8月24日(月)の毎日

集合時間 : 午前10時~正午

集合場所 : 南畑さんのハウス(蓼池2716-1)



※①、②については、  
現地集合になります。

### ③兒玉さんちのブルーベリー狩り

参加料<大人1人500円 子ども1人300円>

昨年大好評の企画。園内で摘み取ったブルーベリーを食べることが出来ます。

長田の兒玉さんちの美味しいブルーベリーと自然を楽しもう。持ち帰りは100g150円。

日 程 : 7月27日(月)~8月7日(金)の月・水・金曜日

集合時間 : 午前9時(現地午前10時開始)

集合場所 : 町物産館よかもんや(樺山4421-22)



※③は、コミュニティバス「くいまーる」で現地(長田5045)  
まで案内しますが、各自で現地に向かうこともできます。

「くいまーる」は自己負担(一乗車100円)※保護者同伴の未就学児無料

※申し込み締め切りは開催日の5日前まで。定員に達し次第、締め切りとなります。

※お問い合わせ・お申し込みは、町観光協会(町産業振興課内)  
☎52-9084 / FAX 52-4944 をお願いします。



◆「第97回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	<b>7月26日（日） 【毎月第4日曜日開催】</b> ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	<b>午前8時～10時30分ごろ</b>
場 所	<b>町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）</b>



町内農家がたっぷりと愛情を注いで栽培した新鮮な野菜をはじめ、果物や海産物、手作り小物、また大人気の猪汁や焼きそばなど、朝市でしか買えない限定商品が販売されます。

さらには、来場者へのサービスとして「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行っています。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食をされませんか？たくさんのご来場、心よりお待ちしております。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所へお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します

上記のポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。

**抽選券は1人につき1枚までです。**

※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館よかもんやへ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館よかもんや  
☎52-3131 お願いします。



朝市

④ お知らせ

◆ 戦没者慰霊と平和祈念の黙とうにご協力ください

終戦から70周年を迎えるに当たり、その死没者の慰霊と世界恒久平和の実現を祈念するために、次のとおりサイレンを鳴らしますので、黙とうをお願いします。

広島原爆投下日の黙とう……8月 6日（木） 午前8時15分

長崎原爆投下日の黙とう……8月 9日（日） 午前11時2分

終戦記念日の黙とう……8月15日（土） 正午

※ それぞれ1分間サイレンを鳴らします。

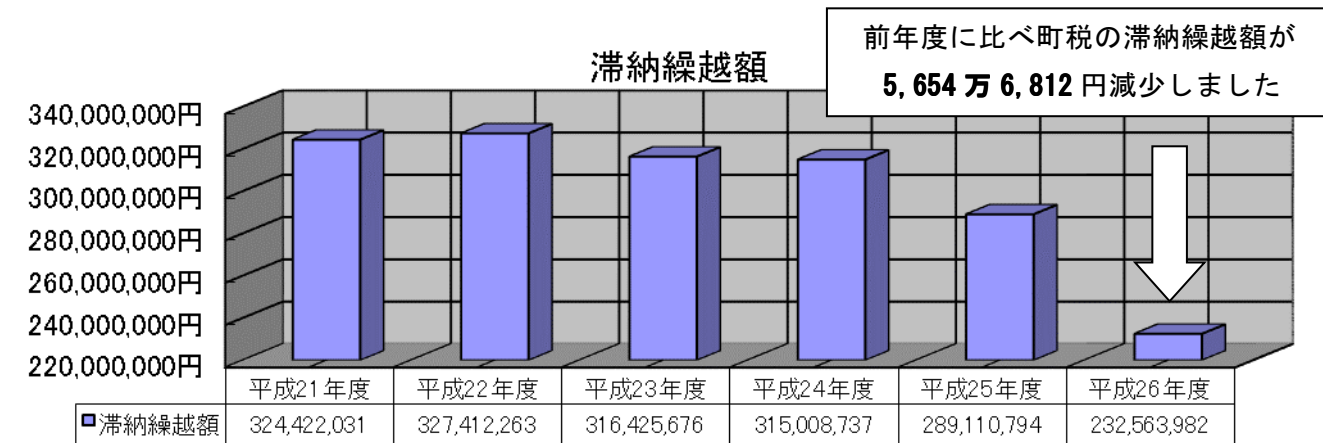
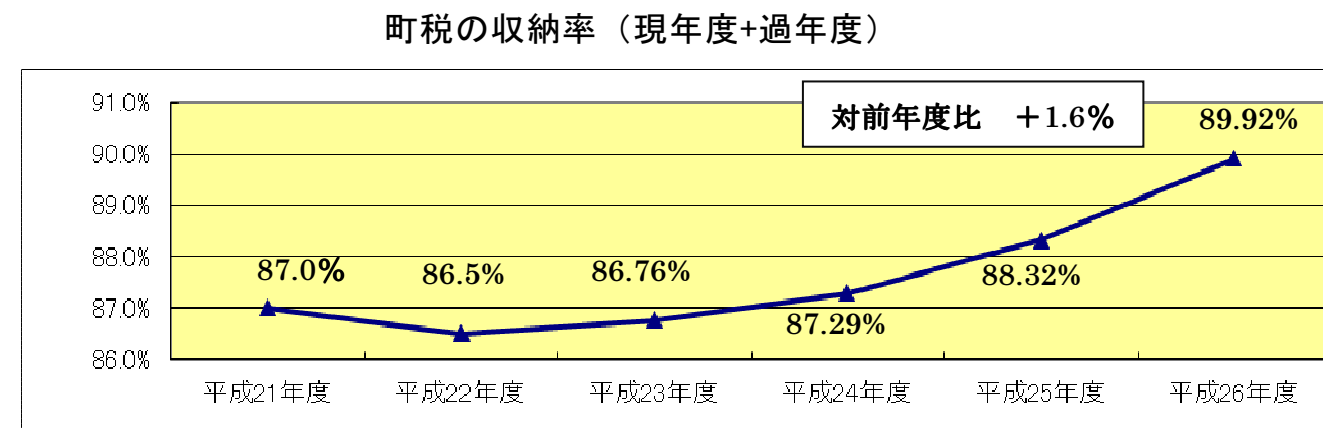
※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎52-9061（直通）をお願いします。



## ◆ 平成26年度の町税収納状況をお知らせします

### ①町税の収納状況（たばこ税などは除きます）



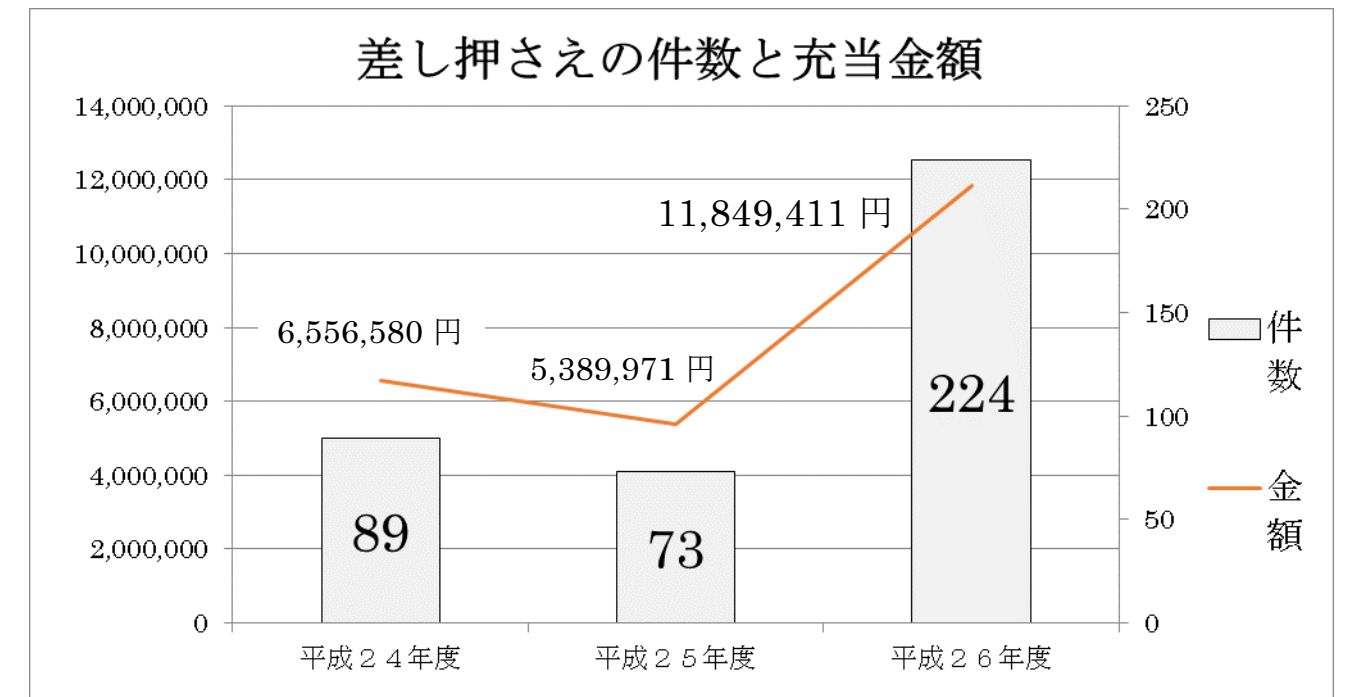
上の図①、町税の収納率が改善し、滞納繰越額が5,654万6,812円減少になったことが分かります。

### ②町税の差し押さえ内訳件数と充当金額

	件数	金額（円）
預金	178	7,377,703
給与	7	1,721,036
車	2	518,000
自宅搜索	15	681,643
不動産	5	0
保険	11	1,326,093
その他	6	224,936
計	224	11,849,411



### ③差し押さえの推移



滞納額を一括納付したことで差し押さえを解除したケースなどもあり、その金額は図②③の金額とは別に716万9,004円ありました。

### ④休日・夜間の相談窓口（随時）のご案内

仕事などで昼間役場に行けない人は、休日・夜間相談窓口も行っています。相談する場合は、事前連絡をお願いします。



※お問い合わせは、  
税務財政課 特別収納対策係（1階 ⑤番窓口）  
☎52-9634（直通）をお願いします。



## ◆ 自治公民館ではリサイクル活動を行っています

皆さんは、自治公民館のリサイクル活動をご存知ですか？

町内には35ヶ所のリサイクル集積所があり、自治公民館長から推薦を受けたリサイクルごみ回収指導推進員の方がごみの分別や資源ごみの出し方の指導を行っています。資源となるものを集めてリサイクルに取り組んでいます。

しかし、集積所に資源にはならないものが持ち込まれたり、資源ごみの出し方のマナーが悪かったりすることがあり、推進員が大変苦勞しています。

皆さんも、正しい分別で自治公民館のリサイクル活動に参加をお願いします。

### 1. 紙類

#### ○ 新聞紙・チラシ類



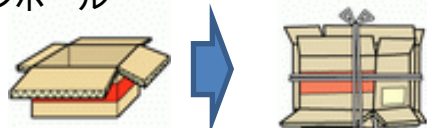
・折り込みチラシ以外のパンフレットやカタログなどは「雑誌・書籍など」として出してください。  
・ビニール袋に入れたり、ひもで十字に縛るなどしてバラバラにならないようにしてください。

#### ○ 雑誌・書籍・パンフレット・包装紙類



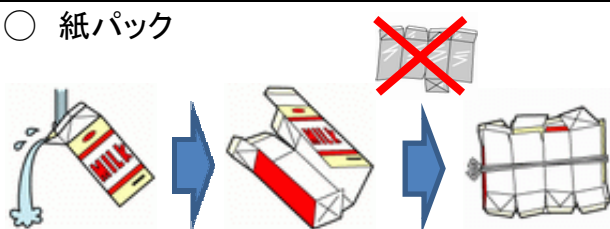
・ビニールなどの外装や金属、CDなどがついているものは必ず外してください。  
・ひもで十字に縛るなどしてバラバラにならないようにしてください。

#### ○ ダンボール



・ダンボール以外は一緒にしないでください。  
・平たく伸ばし、ひもで十字に縛るなどしてバラバラにならないようにしてください。

#### ○ 紙パック



・洗って乾かし、切り開いてください。  
・紐で十字に縛るなどしてバラバラにならないようにしてください。  
・中がアルミ箔のものは、燃えるごみとして出してください。

### 2. カン類

#### ○ アルミ缶・スチール缶



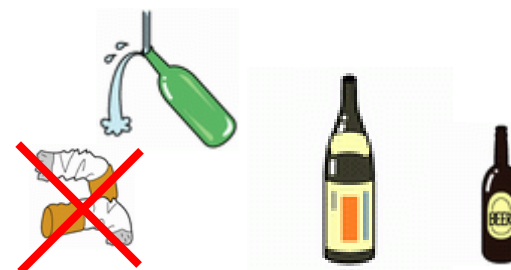
・リサイクルマークがあるものが対象です。



・水ですすいで、中に異物を入れないでください。  
・塗料缶、工業用の油が入っていた缶などはリサイクルできません。  
・ボトル缶のふたは燃えないごみで出してください。

### 3. 瓶類

#### ○ 生き瓶(リターナブル瓶)



・水ですすいで、中に異物を入れないでください。  
・一升瓶・ビール瓶が対象です。  
・油瓶、白マーカなどで文字が書いてある瓶は、駄瓶になります。  
・ふたは燃えないごみで出してください。

#### ○ 駄瓶類



・水ですすいで、中に異物を入れないでください。  
・茶色瓶(栄養剤などのドリンク瓶など)、透明瓶(ジャムが入っていた瓶など)、その他の色の瓶(青色、緑色の瓶など)に分けてください。  
・金属製のふたは燃えないごみで、プラスチック製のふたは燃えるごみで出してください。

### 4. ペットボトル

#### ○ ペットボトル



・リサイクルマークがあるものが対象です。



・ふたは必ず外して、燃えるごみで出してください。  
・ラベルはできるだけ剥がして、燃えるごみとして出してください。

### 5. ペットボトル

#### ○ 白色トレイ



・洗って出してください。

・色付きトレイ、発泡スチロールなどは燃えるごみで出してください。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係 (2階 ⑩番窓口)

☎ 52-9082 をお願いします。



## ◆ 木造住宅の耐震診断を実施します

近年、大地震が頻発<sup>ひんぱつ</sup>しており、家屋の倒壊などにより死傷者や避難者が出ています。こうした状況を受け、町では1981（昭和56）年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安心して暮らせる住まいづくりの実現のために、木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を補助します。

希望する人は、都市整備課にお問い合わせください。

### ①耐震診断

項目	内容
対象建築物	1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅で、現在使用している建物。
耐震診断	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（財）日本建築防災協会発行）による耐震診断。
実施方法	町が宮崎県木造住宅耐震診断士に委託して、耐震診断を行います。
耐震診断費用	1棟当たり6万円。国・県・町が5万4千円を負担します。 <b>個人負担は6千円</b> です。
受け付け可能棟数	<b>4棟（定数に達し次第、締め切ります）</b>

### ②耐震改修など ※耐震診断を行っていることが条件です。

項目	内容
耐震改修工事	<p><b>①改修工事</b> 耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）または、0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「<u>1.0以上</u>」（一応倒壊しない）まで補強する改修工事を指します。</p> <p><b>②改築工事</b> 耐震診断の結果、評価点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「<u>1.5以上</u>」（倒壊しない）まで補強する改築工事を指します。</p>
補助額	<p>・評価点が0.7未満の場合（限度額75万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい金額の2分の1以内。</p> <p>・評価点が0.7以上の場合（限度額50万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の3分の1以内。</p>
受け付け可能棟数	<b>約3棟（予算に達し次第、締め切ります）</b>

### ③耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震相談や地域の普及活動を行うアドバイザーを派遣します。

※お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）  
☎52-9065（直通）をお願いします。



## ◆ 「三州健康教室」開催のお知らせ

三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせの上、ご参加ください。

日時	<b>8月21日（金） 午後3時～4時</b>
場所	三州病院3階 カンファレンス室
内容	<p>テーマ「緩和ケアのお話」 講師：聖路加国際病院 緩和ケア科 部長 林 章敏 先生</p>
参加費	無料
定員	60人
申し込み方法	電話または来院時に申し込みをしてください。 <b>※予約が必要です。</b>

※お申し込み・お問い合わせは、

三州病院 ☎22-0230 をお願いします。





## ⑤ 保健と福祉（子ども）

### ◆ 児童扶養手当（現況届）【年1回】を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親または母親がいない児童や、父親または母親が中程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的として、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、前年（1月分から7月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

#### ■ 現況届（年1回）を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の養育状況などを確認するために、「現況届」を提出する必要がありますので、下記日時に手続きをしてください。この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。また現況届を提出しないまま2年を経過すると時効により手当を受給できなくなります。ご注意ください。

**対象者には7月末に郵送で直接案内します。**

期 間	8月5日（水）・6日（木）
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～7時（※受付終了：午後6時45分）
場 所	町役場4階 第2会議室



### 【持ってくる物】

- ①印かん（児童扶養手当用に使用しているもの）
- ②住民票（発行日が8月1日以降のもの）
  - ・本人の同居世帯全員の住民票
  - ・同番地で世帯分離しているが実際は同居している家族がいる場合は、その世帯の住民票も必要です。
- ③児童扶養手当証書（水色）
- ④運転免許証または健康保険証（本人確認のため）

**※以下は該当する人だけが提出してください**

#### ⑤平成27年度所得課税証明書

##### ■平成27年1月1日に三股町に住民票がなかった人

- ・平成27年1月1日在住の市町村役場で発行された「所得課税証明書」をお持ちください。
- ・同居の家族の中で本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の所得課税証明書も必要です。

#### ⑥別居監護申立書・住民票

##### ■児童の住民票が三股町外にある場合

- ・住民票（児童の所属する世帯全員〈省略なし〉のもの）
- ・民生委員または学校長の証明を受けたもの。

**※現況届は受給者本人が届け出を行ってください。  
代理人による届け出はできません。**

※お問い合わせは、福祉課児童福祉係（1階 ⑥番窓口）  
☎52-9060 にお願ひします。



## ◆ 医療費受給資格者証の更新を受け付けます

母子・父子家庭、寡婦家庭の経済的負担および精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

### ■ 助成の内容

1カ月に支払った医療費（保険診療分）が1,000円を超えた分について、「高額療養費」「附加給付」などを差し引いて助成します。

#### 【母子・父子家庭】

##### ● 対象になる人

- ① 町内に住所があり、20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない人
- ② ①の扶養を受けている18歳以下の児童（18歳になって最初の3月31日まで）

※扶養している児童が、町外の学校や寮などに住所を変更している場合は、就学証明が必要になります。

##### ● 対象にならない人

- ・前年の所得が一定額以上の場合には、認定されません。

#### 【寡婦家庭】

##### ● 対象になる人

次の①～③のすべてを満たす人

- ① 60歳から70歳の女性
- ② 現在、1人暮らしで扶養家族などがいない人（住民票・保険証ともに本人のみであること）
- ③ かつて、母子家庭として20歳未満の児童を扶養していたことがある人

##### ● 対象にならない人

- ・前年の所得が一定額以上の場合には、認定されません。



毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次のとおり手続きをしてください。

更新手続きが必要な人には、7月末に郵送で直接案内します。

受付期間	8月5日（水）、6日（木）
受付時間	午前の部 9時30分～正午 午後の部 1時30分～6時45分
場所	町役場 4階 第2会議室
持ってくるもの	①印かん（認め印可、シャチハタ不可） ②健康保険証（世帯全員分） ③現在持っている医療費受給資格者証 ④身分証明書（運転免許証など） ⑤養育費に関する申告書 ⑥更新通知書
世帯の状況により必要となる書類	(ア)平成27年1月1日現在、三股町に住民登録がない人 ⇒平成27年度（平成26年分）所得課税証明書 ※平成27年1月1日に住民票があった市町村から取り寄せてください。 (イ)母子・父子家庭の対象となる児童が三股町以外に住民登録をしている場合 ⇒就学証明書

※代理人による申請はできません。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）  
☎52-9060をお願いします。





## ⑥ 保健と福祉（一般）

### ◆ 国民健康保険限度額適用認定証の申請・更新を受け付けます

「国民健康保険限度額適用認定証」とは、入院時の療養などに係る窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです

70歳未満の国民健康保険加入者で、現在持っている【国民健康保険限度額適用認定証（以下「限度額認定証」）】は、世帯の所得状況の見直しにより、**8月1日（金）以降は使用できません。**

8月1日（金）以降も入院予定の人は新しい限度額認定証が必要になりますので、町民保健課 国保年金係（役場1階 ③番窓口）で世帯主が申請手続きをしてください。

入院に掛かる窓口負担の軽減となりますので、現在、限度額認定証を持っていない人も入院するときは、申請を行ってください。

#### 【限度額認定証の発行は随時行っています】

- ⤴  
注  
意  
⤵
- ◎ 限度額認定証の適用は、申請があった月の初日からとなります。
  - ◎ 保険税滞納世帯には交付できません。
  - ◎ 古い限度額認定証は町民保健課 国保年金係へ返却するか、各自の責任で処分してください。

#### 《申請に必要なもの》

- ◎ 国民健康保険被保険者証・印かん（認め印可）

#### ■平成27年度町県民税（住民税）非課税世帯の人

○入院時の食事代も合わせて限度額までとなる「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください（70歳～75歳未満の人を含みます）。

○保険税滞納世帯でも、非課税世帯の人には入院時の食事代が軽減される「標準負担額減額認定証」が発行されます。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）

☎52-9631（直通）をお願いします。



### ◆ 国民健康保険被保険者証の切り替えを行います



現在使用中の国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）は、7月31日（金）で有効期限が切れ、8月1日（土）以降は使用できなくなります。新しい保険証は本年度も7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係（町役場一階③番窓口）に返却するか、各自の責任において処分してください。

#### 【ご注意ください】

##### ■保険税の滞納世帯

保険証は郵送しません。7月下旬に、国保年金係（役場1階③番窓口）で切り替えを行います。詳しくは、対象世帯へ文書で案内します。

##### ■三股町に住居票がない大学生・専門学校生など

保険証は、世帯に送付された保険証を使ってください。（ただし、有効期限は平成28年3月31日までとなります。平成28年4月初旬に改めて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します）。

##### ■退職者医療制度に該当する人

退職者医療制度は平成27年3月末に廃止されました。ただし、平成27年3月31日までにこの制度に該当している人は、その人が65歳になるまで退職者医療制度の資格が継続します。

～退職者医療制度とは～

65歳未満の国民健康保険加入者で、厚生年金や共済年金などの年金を受給しており、年金加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上ある人とその被扶養者。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）

☎52-9631（直通）をお願いします。



⑧ 農林畜産業関連



◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は  
「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例、国内では豚流行性下痢の発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録および立ち入り禁止

農場内への部外者立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

産業振興課（役場3階⑩番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎52-9088（直通） お願いします。

◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による  
町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数**に応じて「**三股町商工会オリジナル商品券**」に交換します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

◆ 8月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆8月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	8月5日（第1水曜日） 8月19日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時30分》
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 <b>種類別・色別に分別</b> して20キログラム程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニール・・・キログラム当たり 6円 ポリ系・・・キログラム当たり 23円 硬質プラスチック類・・・キログラム当たり 41円
注意事項	★処理料金は <b>現金支払い</b> です。 ★ <b>印かん（認め印可）</b> をお持ちください。



※お問い合わせは、【事務局】産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）

☎52-9086（直通） お願いします。



## ⑨ 相 談

### ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。

○日 時： 毎日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日は除きます)

○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、

三股町社会福祉協議会 ☎52-1246 にお願ひします。



### ◆「行政相談」を実施します



行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いた上で、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスについて困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしでお気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次の通り実施しますので、お気軽にご相談ください。

期 日	8月3日(月)・8月17日(月)
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相談委員	下石 年成、大村 田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)

☎52-1112(直通) にお願ひします。

### ◆「法律相談」(無料)を実施します



町社会福祉協議会では毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月18日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金融上のもめ事など、生活についての法律上のあらゆる相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	当日は予約制です。人数に制限がありますので、相談を希望する人はお早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。なお秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、

三股町社会福祉協議会 ☎52-1246 にお願ひします。